

（参考）久留米市の地域子ども・子育て支援事業 事業概要

	事業名	事業概要
(1)	子育て世代包括支援事業	こども子育てサポートセンターにおいて、妊娠期から 18 歳までの子どもと子育て家庭を対象とした、子育ての様々な悩みに関する相談対応のほか、子育て支援サービスの紹介・情報提供、適切な子育て支援サービス・機関へのつなぎなど、一元的できめ細かな利用者支援を行う。
(2)	延長保育事業	保育所・認定こども園において、通常の開所時間(11 時間)を超えて子どもの預かりを行い、保護者の就労等の支援を行う。
(3)	学童保育事業	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を対象に、学童保育所において適切な遊び及び生活の場を提供する。
(4)	子育て短期支援事業	保護者の疾病により家庭での養育が困難な児童等を児童福祉施設において一定期間養育・保護する。
(5)	新生児及び妊産婦訪問指導事業	新生児及び妊産婦の家庭を保健師等が訪問し、適切な指導・助言を行い、安心して出産・育児に臨むことができるよう支援する。
(6)	エンゼル支援訪問事業（専門的訪問支援）	妊娠期から出産後間もない時期(概ね半年程度)の育児に関する不安や負担感を緩和し、育児困難家庭の諸問題を解決するため、保育士・保健師による専門的な訪問支援を行う。
(7)-1	家事・育児訪問支援事業	家事・育児等に困難を抱える子育て家庭等を支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに家事・育児を支援することにより、子育て家庭等の負担軽減を図る。
(7)-2	エンゼル支援訪問事業（産前産後ヘルパー派遣）	妊娠期から出産後間もない時期(概ね半年程度)の育児に関する不安や負担感を緩和し、育児困難家庭の諸問題を解決するため、産前・産後ヘルパーによる育児や家事の援助を行う。
(8)	[児童育成支援拠点事業]	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供する
(9)	[親子関係形成支援事業]	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行う。

(10)	地域子育て支援センター事業、子育て交流プラザ事業、つどいの広場事業、児童センター運営事業	地域において子育て親子の交流等を促進し、子育てについての相談、情報の提供、助言等を実施することで子育ての不安感等を緩和し、すべての子どもの健やかな育ちを地域で支える取り組みを行う。
(11)	一時保育事業(幼稚園型)	幼稚園を利用する保護者の多様な保育ニーズに対応するため、通常の教育時間の前後や、土曜日、長期休業日に希望する在園児を預かる
(12)	一時保育事業(非幼稚園型)	保護者が一時的な就労、通院、緊急時等の場合に、保育所や認定こども園、その他の施設で子どもを一時的に預かる。
(13)	病児保育事業	子どもが病気や回復期で、教育・保育施設等での預かりが困難な場合に、看護師、保育士がいる病児保育施設で一時的に預かる。
(14)	ファミリー・サポート・センター事業(就学児)	小学生の預かり、送迎など、援助を受けたい人で行いたい人との相互援助活動を会員組織として支援し、地域の子育て支援活動を促進する。
(15)	妊婦健康診査事業	妊婦の健康管理を促し、安全・安心な妊娠・出産を支援する妊婦健康診査について、受診費用を助成する。
(16)	実費徴収に係る補足給付を行う事業	施設型給費の対象外の幼稚園に対し、利用者が支払うべき副食の提供に対する費用の一部を助成する。
(17)	[多様な事業者の参入促進・能力活用事業]	多様な事業者の新規参入を支援するほか、私立認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築する。
(18)	要保護児童対策地域協議会事業	児童福祉法に基づき、要保護児童の早期発見や適切な保護を図るために、関係機関がその子どもに関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応する。
(19)	妊婦等包括相談支援事業	妊婦・その配偶者等に対して、面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行う。
(20)	[乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)]	現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな通園給付(「こども誰でも通園制度(仮称)」)を創設する。
(21)	産後ケア事業	出産後1年以内の母子に対して、助産師等の専門職が心身のケアや育児サポート等の支援を行う。